



許可番号第00130033082号

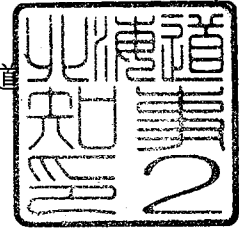
産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道雨竜郡北竜町字和19番地の7

氏 名 株式会社 藤岡建設 代表取締役 藤岡 靖士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和2年(2020年)9月21日

許可の有効年月日 令和7年(2025年)9月20日

1. 事業の範囲

埋立(がれき類、廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))及び廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ゴムくず(おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。))

2. 事業の用に供するすべての施設

- 施設の種類 安定型最終処分場
- 設置場所 雨竜郡北竜町字三谷133番地10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18
- 設置年月日 平成7年(1995年)8月30日
- 処理能力 9,760平方メートル、57,901立方メートル
- 許可年月日 平成7年6月28日
- 許可番号 環整第15-46号

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成12年(2000年)9月21日許可の更新
- 平成17年(2005年)9月21日許可の更新
- 平成22年(2010年)9月21日許可の更新
- 平成27年(2015年)9月21日許可の更新
- 平成29年(2017年)10月1日施行令改正(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)
- 令和2年(2020年)9月21日許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有(無)